

## ○ エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の 紹介事業実施要綱

平成 7 年 9 月 8 日  
総務庁長官決定  
平成 9 年 6 月 30 日  
一部改正  
平成 13 年 1 月 6 日  
一部改正  
平成 14 年 2 月 19 日  
一部改正  
平成 16 年 3 月 31 日  
一部改正  
平成 18 年 2 月 1 日  
一部改正  
平成 21 年 3 月 6 日  
一部改正  
令和 2 年 8 月 1 日  
一部改正

### 1 目的

我が国は今や世界で最も長寿の国となり、多くの国民がこれまでにない長寿を享受するようになった。

このような状況の下においては、高齢者が、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送ること（以下「エイジレス・ライフ」という。）が重要であり、また、社会とのかわりを持ち続けながら、生き生きと楽しく充実した生活を送ることが重要である。しかしながら、長くなった高齢期における生き方については、いまだ試行錯誤の段階にあるのが現状ではないかと考えられ、また、高齢者の約半数が地域社会活動に参加していないなど、高齢者の社会参加は十分ではない状況にあると考えられる。

このため、長寿社会における生き方として、エイジレス・ライフを実践している事例及び高齢者がグループ、団体等で就業、地域社会活動や世代間交流といった社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介し、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする国民の参考に供することとする。

### 2 紹介の対象

#### (1) エイジレス・ライフ実践事例

現にエイジレス・ライフを実践している者であって、広く全国に紹介するに足ると認められるものとする（おおむね 65 歳以上の者とする。）。

## (2) 社会参加活動事例

主体的に社会とかかわりを持ち、積極的な社会参加活動を通じ、生き生きと充実した生活を送っているグループ、団体などであって、長寿社会における高齢者の社会参加活動として広く全国に紹介するに足ると認められるものとする（地域を基盤として、又は職域若しくは広域で行われるものであって、おおむね65歳以上の者で構成されるものとする。）。

## 3 紹介事例の決定等

(1) エイジレス・ライフ実践事例として紹介する者（以下「実践者」という。）及び社会参加活動事例として紹介するグループ、団体等（以下「グループ等」という。）は、毎年1回、都道府県・指定都市・中核市高齢社会対策主管部局長及び高齢者関連団体から推薦のあったもののうちから内閣府特命担当大臣で高齢社会対策を担当するもの（内閣府特命担当大臣で高齢社会対策を担当するものが置かれていないときは、内閣官房長官。以下「担当大臣」という。）が決定する。

(2) 紹介事例の選考に関する事務は、内閣府政策統括官（政策調整担当）において行うものとする。

## 4 紹介の方法

(1) 内閣府は、実践者及びグループ等の活動状況について、活動事例集の作成、配布などにより広く広報・啓発を行うものとする。

(2) 内閣府が主催する行事において、実践者及びグループ等を推薦した都道府県・指定都市・中核市の協力の下に、それらの活動状況等を把握し、本人又は代表者の出席の上紹介するものとする。

## 5 書状及び記念品の授与

担当大臣は、実践者に対し「エイジレス章」を、グループ等に対し「社会参加章」を章する書状を交付するとともに記念の盾を授与する。

## 6 その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官（政策調整担当）が別に定めるものとする。